

輸血を拒否される方へ

加納総合病院では、宗教上の理由による輸血拒否に対し、「相対的無輸血(※1)」の方針に基づき、以下のごとく対応いたします。

1. 無輸血治療のために最善の努力をつくしますが、輸血により生命の危険が回避できる可能性があると判断した場合には輸血を実施いたします。その際、輸血同意書が得られない場合でも輸血を実施いたします。
2. エホバの証人の信者の方が提示される「免責証書」等、「絶対的無輸血治療(※2)」に同意する文書には、署名はいたしません。
3. 全ての手術や出血する可能性のある治療には輸血をとまなう可能性があり、輸血拒否により手術・治療の同意書が得られない場合であっても、救命のための緊急手術・治療が必要な場合は手術・治療を実施いたします。
4. 以上の方針は、患者様の意識の有無、成年・未成年の別にかかわらず適用します。
5. 自己決定が可能な患者様、保護者又は代理人に対しては、当院の方針を十分に説明し理解を得る努力しますが、どうしても同意が得られず、治療に時間的余裕がある場合は、他医での治療をお勧めします。

病院長

- 1【相対的無輸血】

患者様の意思を尊重して可能な限り無輸血治療に努力するが、「輸血以外に救命手段がない」事態に至った時には輸血をするという立場・考え方。

- 2【絶対的無輸血】

患者様の意思を尊重し、たとえいかなる事態になっても輸血をしないという立場・考え方。